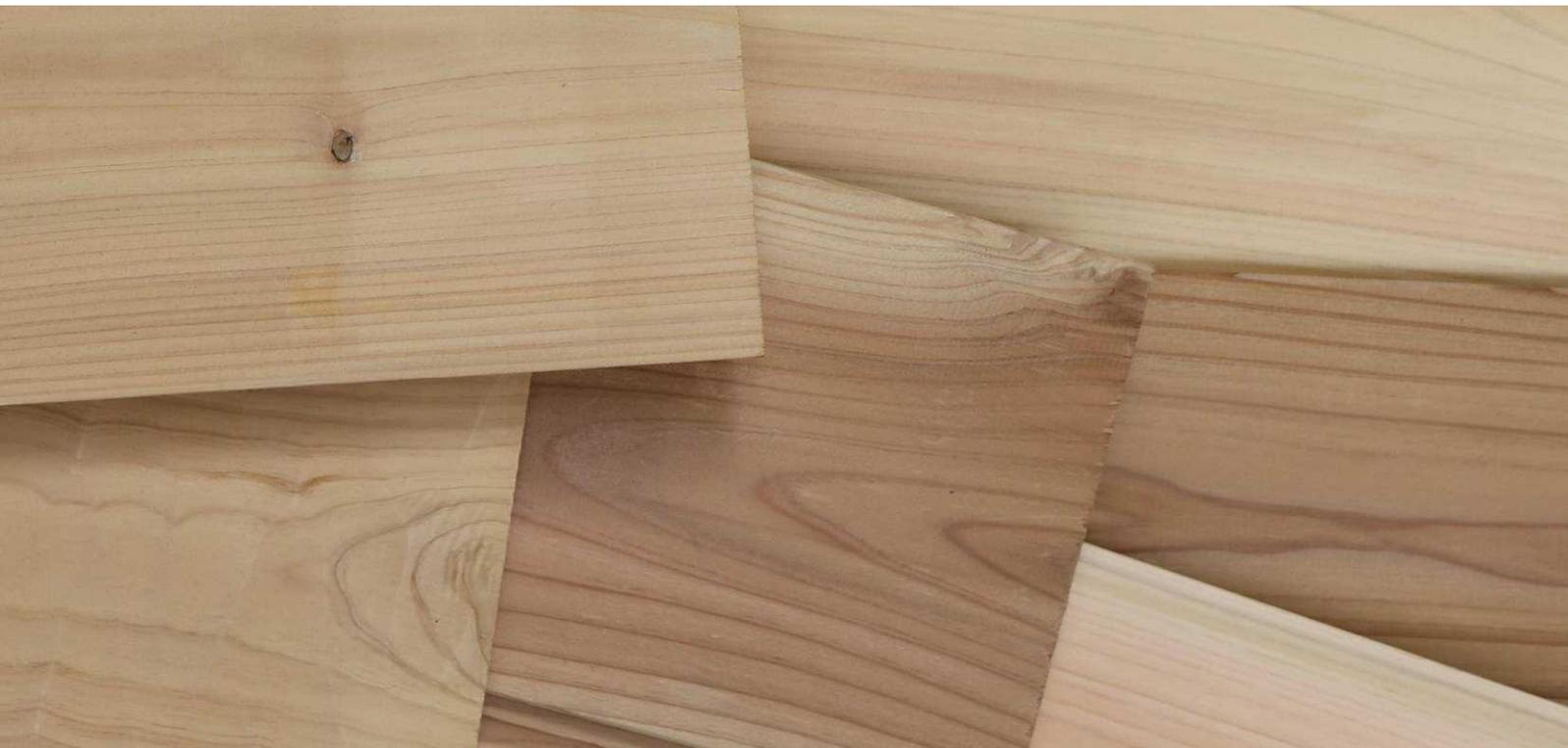


平成
28
年度

ふじのくに 木使い建築施設表彰 作品募集



施主、設計者、施工者のどなたでも応募できます。

平成23年1月以降に完成した静岡県産材を有効に利用して整備された建築施設（専用住宅及び国、県が事業主体のものを除く）を表彰するものです。

応募先

静岡県 経済産業部
森林・林業局 林業振興課

問合せ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県 経済産業部 森林・林業局 林業振興課 県産材利用班
TEL054-221-2612 E-mail rinshin@pref.shizuoka.lg.jp
URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-380/>

応募期間

平成28年
8月1日(月)



平成28年
9月6日(火)

主催：静岡県

後援：公益社団法人静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会

応募要領

1 選考の対象

- 平成23年1月以降に完成した静岡県産材を有効に利用して整備された建築施設です。ただし、専用住宅及び国、県が事業主体のものを除きます。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、選考から除外します。
 - ・ 建築主（所有者）、設計者、施工者が、暴力団員及び刑罰を受けている等の反社会的な事由により、この賞にふさわしくないもの。
 - ・ 建築基準法をはじめとする関係法令に適合していないものなど、この賞にふさわしくないもの。

2 募集方法

自薦、他薦により、表彰にふさわしいと考えられる建築施設について、県内外から広く推薦を募ります。

- 提出書類
別添様式による推薦書
- 提出先
「9 応募・お問合せ先」

3 応募期間

平成28年9月6日（火）まで

- ・ 持参の場合：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- ・ 郵送の場合：当日必着

4 表彰

- 表彰者
審査委員会で決定された表彰施設の施主、設計者、施工者の3者を表彰します。
- 表彰の種類（全て静岡県知事賞）
 - ・ 最優秀賞 1点
 - ・ 優秀賞 2点以内
 - ・ 優良賞 3点以内
- 表彰の実施
 - ・ 県産材利用セミナーに合わせて開催し表彰します。
 - ・ 賞状は表彰施設に対し交付します（1施設に1枚）。
 - ・ 施主、設計者、施工者の各位には賞状の複製を贈呈します。

5 審査

- 審査委員会
審査委員会は、建築設計・木材利用等の学識経験者、専門家、行政関係者で構成します。
- 選定方法
審査委員会による審査により表彰施設を選定します。
- 審査方法
審査は、①県産材の有効利用、②県産材利用分野の拡大、③県産材利用促進に資する新規性について「6 選考の視点」に基づき総合判定して行う。

6 選考の視点

- 県産材利用分野の拡大
 - ・ 新しい材料、部材が使われているか。
 - ・ 新しい用途、部位に使われているか。
 - ・ 県産材を加工又は改良する新しい技術の普及効果があるか。
 - ・ 木質構造の新たな提案がなされているか。
 - ・ 県産材の利用を通じて、豊かな暮らしや社会の実現につながるものか。
 - ・ 森林の保全と木材産業の振興に寄与しているか。
 - ・ 森林認証材が使われているか。
- 県産材の有効利用
 - ・ 県産材がその特色を活かし、効果的かつ積極的に利用されているか。
 - ・ 県産材の特色を活かした資材の開発・普及効果があるか。
- 県産材利用推進に資する新規性
 - ・ 他の施設の木造化・木質化に資する普及効果があるか。
 - ・ 木の良さが活かされているか。

7 個人情報の取扱い

- ・ 本募集において取得した応募者の個人情報については、応募後の事務連絡等のために利用し、目的外の使用には使用しません。
- ・ なお、受賞者の作品については、表彰式、新聞社への提供、ホームページ等において公表させていただくことがあります。

8 注意事項

- ・ 静岡県は、採用作品の無償使用権を有するものとします。
- ・ 提出された資料は原則として返却いたしません。

9 応募・お問合せ先

静岡県 経済産業部 森林・林業局
林業振興課 県産材利用班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
Tel : 054-221-2612 / Fax : 054-221-2751
E-mail : rinshin@pref.shizuoka.lg.jp
URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-380/>